



平成29年11月15日
17ポリ衛協確第 04608 号

ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準

A 確認証明書

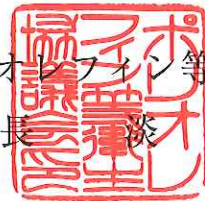
住所 11F, NO. 162, Sung Chiang., Rd., Taipei 104, Taiwan

会社名 Lea Lea Enterprise Co., Ltd.

申請者 Vice President Kao Yong-Chuan 殿

会員番号 E077

ポリオレフィン等衛生協議会
会長 高 永 敏



上記の申請者に係る下記の登録番号製品について、ポリオレフィン等合成樹脂製食品容器包装等に関する自主基準に基づく確認証明書の交付規程第6条の規定に基づき、当協議会の自主基準に適合していることを確認したので証明する。

この証明書は、平成39年9月30日 まで有効とする。

登録番号	[A]QZar-14421	分類記号	Ic-1-Q-Zar
品名	ポリエチレンテレフタレート樹脂 (自然色)		
銘柄名	LIBOLON PET S103		
制限内容	Z a r 油性・水性 (pH5超) ・酸性 (pH5以下) 食品、酒類用の全てに適合 100℃以下に適合 油性・水性 (pH5超) ・酸性 (pH5以下) 食品の100℃を超えるものに適合		
摘要	平成29年11月15日 付新規登録 (新規)		

確認証明書の種類	A確認証明書:容器包装・器具、合成樹脂 B確認証明書:添加剤、塗布剤、着色剤 C確認証明書:A及びC登録品を使用する容器包装・器具等					
合成樹脂分類又は使用対象合成樹脂	A	AS樹脂	L	ポリアセタール	X	ヒドロキシ安息香酸ポリエステル
	B	ABS樹脂	M	メタクリル樹脂	Y	ポリアリルサルホン
	C	ポリブテン-1	O	ポリフェニレンエーテル	Z	ポリメタクリルスチレン
	D	ポリシクロヘキシルジメチレンテレフタレート	P	ポリプロピレン	NR	ポリエステルカーボネート
	E	ポリエチレン	Q	ポリエチレンテレフタレート	NE	エチレン・テトラシクロドデセン・コポリマー
	F	ふっ素樹脂	R	ポリカーボネート	NS	ポリ乳酸
	G	ポリアクリロニトリル	S	ポリスチレン	NT	ポリブチレンサクシネート
	H	ポリメチルペンテン	T	ポリブチレンテレフタレート	NB	エチレン・2-ノルボルネン樹脂
	I	ポリエーテルイミド	U	ポリアリレート	N	2種類以上の樹脂用
	J	ブタジエン樹脂	V	ポリビニルアルコール		
	K	ナイロン	W	ポリエチレンナフタレート		

確認証明書の番号の解説

A 確認証明書の場合

申請区分の記号
合成樹脂の分類記号
合成樹脂(原料)の場合の含有する添加剤由来の添加量制限記号
溶出試験に起因する厚み制限記号
添加剤由来の制限記号(添加量制限を除く)
固有番号
100℃超の使用温度の記号(食品分類による記号の使い分けがあるので注意。)
100℃以下の使用温度の記号
食品分類の用途制限記号

[A] E Z a r - 1 0 0 0 1 - L M U

固有番号	
合成樹脂(原料)(自然色)	5桁番号 10001～ 4桁番号 0001～
発泡ポリスチレン樹脂(自然色)	20001～ 3001～
メタクリル樹脂(モノマーキャスト)	30001～ 5001～
合成樹脂(着色品)	40001～ 6001～
一次加工品(自然色、着色品、塗布品)	50001～ 7001～
二次加工品(自然色、着色品、塗布品)	60001～ —

B 確認証明書の場合

申請区分の記号
使用対象合成樹脂の分類記号
使用制限記号(添加剤、合成樹脂に起因する使用制限に限る。)
固有番号
着色剤の場合の色材に起因する食品分類の用途制限記号

[B] N J - 1 0 0 0 1 - ※

固有番号	
添加剤(単品)	5桁番号 10001～ 4桁番号 0001～
塗布剤(単品)	20001～ —
添加剤(配合品)	30001～ 3001～
塗布剤(配合品)	40001～ —
マスターバッチ	50001～ 3001～
着色剤	60001～ 6001～

C 確認証明書の場合

申請区分の記号
合成樹脂の分類記号
固有番号
100℃超の使用温度の記号(食品分類による記号の使い分けがあるので注意。)
100℃以下の使用温度の記号
食品分類の用途制限記号

[C] E Z a i - 1 0 0 0 1

固有番号	
一次加工品(自然色、着色品)	5桁番号 10001～ 4桁番号 0001～
二次加工品(自然色、着色品)	20001～ 4001～
使用品	30001～ 9001～

- 注意事項
- (1) 確認証明書を貼付する製品は、協議会に提出した申請内容と同一品質のものでなければならない。
 - (2) 確認証明書又はその写し並びに自主基準適合マーク(以下「確認証明書等」という。)は、事実と反したり、誤認を生ずる恐れのある方法で使用してはならない。
 - (3) 確認証明書等の使用や表示から生ずる責任は、故意、又は過失の有無に係らず確認証明書の名義人が全てこれを負わなければならない。
 - (4) 確認証明書交付規程の定め違反した場合は、同交付規程に基づき確認証明書の取り消し、事実の公表、臨時検査等を行うことがある。
 - (5) 確認証明書交付規程の内容を良く理解しておかななければならない。